

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－１ （略）</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－２－２ 1 非営利特例対象法人である貸金業者の監督について</p> <p>施行規則第5条の3の2第2項に定める非営利特例対象法人（以下「非営利特例対象法人」という。）が貸金業の登録を受ける場合には、施行令第3条の2で規定する最低純資産額及び施行規則第5条の4第1項第2号及び第3号で規定する登録拒否の審査基準について、一定の特例措置が認められている。</p> <p>また、施行規則第1条の2の3第2項に規定する特定非営利金融法人（以下「特定非営利金融法人」という。）が行う同条第3項に規定する特定貸付契約（以下「特定貸付契約」という。）については、法第13条第2項で規定する返済能力調査にあたっての指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務等について、一定の特例措置が認められている。</p> <p>このように非営利特例対象法人である貸金業者には、一定の特例措置が認められていることを踏まえ、非営利特例対象法人である貸金業者の監督にあたっては、本監督指針の他の規定に加え、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p>	<p>Ⅱ. 貸金業者の監督に当たっての評価項目</p> <p>Ⅱ－１ （略）</p> <p>Ⅱ－２ 業務の適切性</p> <p>（中略）</p> <p>Ⅱ－２－２ 1 非営利特例対象法人である貸金業者の監督について</p> <p>施行規則第5条の3の2第2項に定める非営利特例対象法人（以下「非営利特例対象法人」という。）が貸金業の登録を受ける場合には、施行令第3条の2で規定する最低純資産額及び施行規則第5条の4第1項第2号及び第3号で規定する登録拒否の審査基準について、一定の特例措置が認められている。</p> <p>また、施行規則第1条の2の4第2項に規定する特定非営利金融法人（以下「特定非営利金融法人」という。）が行う同条第3項に規定する特定貸付契約（以下「特定貸付契約」という。）については、法第13条第2項で規定する返済能力調査にあたっての指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務等について、一定の特例措置が認められている。</p> <p>このように非営利特例対象法人である貸金業者には、一定の特例措置が認められていることを踏まえ、非営利特例対象法人である貸金業者の監督にあたっては、本監督指針の他の規定に加え、例えば、以下の点に留意する必要がある。</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 社内規則等を踏まえた実施態勢の構築</p> <p>イ. 共通事項</p> <p>a. ・ b. (略)</p> <p>c. 施行規則第5条の3の2第1項第2号の要件を満たす必要がある場合には、そのために、同号に定める特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者（施行規則第1条の2の3第6項に規定する「生活困窮者」をいう。以下同じ。）を支援するための貸付けと他の貸付けを区分して管理する態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 特定非営利金融法人のうち特定非営利活動貸付け（施行規則第1条の2の3第4項に掲げる「特定非営利活動貸付け」をいう。以下同じ。）を行う者に対する特例措置の適用に関する事項</p> <p>上記②イ. に加え、以下の態勢が整備されているか。</p> <p>a. 社内規則等において、自ら行う特定非営利活動貸付けが、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項別表に規定する特定非営利活動のうちいずれかの類型に該当するのかを具体的に規定しているか。また、施行規則第1条の2の3第4項第1号及び第2号に基づき、財務の状況、債務の総額等を把握する方法、同項第3号に基づき、返済期間を通じて債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた契約の相手方に対する助言又は指導の内容を具体的に定めているか。</p>	<p>(1) 主な着眼点</p> <p>① (略)</p> <p>② 社内規則等を踏まえた実施態勢の構築</p> <p>イ. 共通事項</p> <p>a. ・ b. (略)</p> <p>c. 施行規則第5条の3の2第1項第2号の要件を満たす必要がある場合には、そのために、同号に定める特定非営利活動として行われる貸付け及び生活困窮者（施行規則第1条の2の4第6項に規定する「生活困窮者」をいう。以下同じ。）を支援するための貸付けと他の貸付けを区分して管理する態勢が整備されているか。</p> <p>ロ. (略)</p> <p>ハ. 特定非営利金融法人のうち特定非営利活動貸付け（施行規則第1条の2の4第4項に掲げる「特定非営利活動貸付け」をいう。以下同じ。）を行う者に対する特例措置の適用に関する事項</p> <p>上記②イ. に加え、以下の態勢が整備されているか。</p> <p>a. 社内規則等において、自ら行う特定非営利活動貸付けが、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第1項別表に規定する特定非営利活動のうちいずれかの類型に該当するのかを具体的に規定しているか。また、施行規則第1条の2の4第4項第1号及び第2号に基づき、財務の状況、債務の総額等を把握する方法、同項第3号に基づき、返済期間を通じて債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた契約の相手方に対する助言又は指導の内容を具体的に定めているか。</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>b. (略)</p> <p>c. 特定非営利活動貸付けに該当する契約を締結した場合における施行規則第1条の2の<u>3</u>第4項第5号に掲げる書面等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。</p> <p>二. 特定非営利金融法人のうち生活困窮者支援貸付け（施行規則第1条の2の<u>3</u>第5項に掲げる「生活困窮者支援貸付け」をいう。以下同じ。）を行う者に対する特例措置の適用に関する事項 上記②イ. に加え、以下の態勢が整備されているか。</p> <p>a. ～ d. (略)</p> <p>e. 生活再建計画の策定にあたっては、現在の生活状況についての課題を明確にし、今後の生活再建に向けた改善策を具体的に記載しているか。また、その際、施行規則第1条の2の<u>3</u>第5項第1号の「借入れ及び返済に関する相談について専門的な知識及び経験を有する者」として次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、借入れ及び返済に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者又は、これらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者を資金需要者と面談させているか。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格</p> <p>iii) 財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格</p> <p>f. ・ g. (略)</p> <p>h. 生活困窮者向け貸付けに該当する契約を締結した場合における</p>	<p>b. (略)</p> <p>c. 特定非営利活動貸付けに該当する契約を締結した場合における施行規則第1条の2の<u>4</u>第4項第5号に掲げる書面等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。</p> <p>二. 特定非営利金融法人のうち生活困窮者支援貸付け（施行規則第1条の2の<u>4</u>第5項に掲げる「生活困窮者支援貸付け」をいう。以下同じ。）を行う者に対する特例措置の適用に関する事項 上記②イ. に加え、以下の態勢が整備されているか。</p> <p>a. ～ d. (略)</p> <p>e. 生活再建計画の策定にあたっては、現在の生活状況についての課題を明確にし、今後の生活再建に向けた改善策を具体的に記載しているか。また、その際、施行規則第1条の2の<u>4</u>第5項第1号の「借入れ及び返済に関する相談について専門的な知識及び経験を有する者」として次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、借入れ及び返済に関する相談に応ずる業務に従事した期間が通算して一年以上の者又は、これらと同等以上の専門的な知識及び経験を有する者を資金需要者と面談させているか。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) <u>一般</u>財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格</p> <p>iii) <u>一般</u>財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格</p> <p>f. ・ g. (略)</p> <p>h. 生活困窮者向け貸付けに該当する契約を締結した場合における</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>施行規則第1条の2の3第5項第5号に掲げる書面等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。</p>	<p>施行規則第1条の2の4第5項第5号に掲げる書面等について、法令に則り、適切な保存がなされているか。</p>
<p>③ (略)</p>	<p>③ (略)</p>
<p>(2)・(3) (略)</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点</p>	<p>Ⅲ. 貸金業者の監督に係る事務処理上の留意点</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続</p>	<p>Ⅲ-3 貸金業法等に係る諸手続</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>Ⅲ-3-3 登録不更新等の取扱い</p>	<p>Ⅲ-3-3 登録不更新等の取扱い</p>
<p>(1) 貸金業者が登録の有効期間満了の日の2月前までに当該登録の更新の申請をしなかった場合は、法第24条の6の10の規定に基づき、別紙様式23による残貸付債権の状況等に係る報告を求めるものとする。また、法第24条の6の4又は法第24条の6の5により登録を取り消す場合についても、当該報告を求めるものとする。</p>	<p>(1) 貸金業者が登録の有効期間満了の日の2月前までに当該登録の更新の申請をしなかった場合は、法第24条の6の10の規定に基づき、別紙様式23による残貸付債権の状況等に係る報告（以下「登録不更新に係る残貸付債権状況報告書」という。）を求めるものとする。また、法第24条の6の4又は法第24条の6の5により登録を取り消す場合についても、当該報告を求めるものとする。</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) <u>上記(1)の報告書の提出があったときは、法第24条の6の10の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了する場合及びそれまでの間に連絡先若しくは氏名・商号等又は取立委託先の変更、債権譲渡先の追加がある場合には遅滞なくその旨報告することを命ずるとともに、当該貸金業者に対し、次の内容の書面を交付するものとする。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－3－5 事業報告書に係る留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融庁への送付 貸金業者から法第24条の6の9の規定に基づき事業報告書及び参考書類を提出させる場合、原則として、財務局に直接提出させる。ただし、法第41条の8の規定に基づき、協会員について、協会が当該報告書及び</p>	<p>(2) <u>登録不更新に係る残貸付債権状況報告書の提出があったときは、同報告書「1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針」中の「残貸付債権」合計額が「うち施行令第1条の2第6号該当」合計額と等しい場合を除き、法第24条の6の10の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了する場合（残貸付債権合計額が施行令第1条の2第6号に該当する債権合計額と等しくなる場合を含む。）及びそれまでの間に連絡先若しくは氏名・商号等又は取立委託先の変更、債権譲渡先の追加がある場合には遅滞なくその旨報告することを命ずるとともに、当該貸金業者に対し、次の内容の書面を交付するものとする。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－3－5 事業報告書に係る留意点</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 金融庁への送付 貸金業者から法第24条の6の9の規定に基づき事業報告書及び参考書類を提出させる場合、原則として、財務局に直接提出させる。ただし、法第41条の8の規定に基づき、協会員について、協会が当該報告書及び</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>参考書類の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会会員においては営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通じて提出させる。</p> <p>また、事業報告書の副本及び参考書類各 1 部並びに上記（1）①から③に関し、意見を付す貸金業者があれば意見書を、提出期限後 1 ヶ月以内に監督局金融会社室あて送付するものとする。また、管内都道府県知事から事業報告書の副本及び参考書類の送付を受けたときは、速やかに監督局金融会社室あて送付するものとする。</p> <p>法第 43 条に規定するみなし貸金業者については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>① 事業報告書の提出に代えて法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了するまで、毎事業年度末における残貸付債権の状況（別紙様式 23-2）の提出（事業年度経過後 3 月以内に徴収するものとする）を命ずるものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p>	<p>参考書類の受理につき財務局に協力することとされている場合には、協会会員においては営業所等の所在地をその区域に含む協会支部を通じて提出させる。</p> <p>また、事業報告書の副本及び参考書類各 1 部並びに上記（1）①から③に関し、意見を付す貸金業者があれば意見書を、提出期限後 1 ヶ月以内に監督局金融会社室あて送付するものとする。また、管内都道府県知事から事業報告書の副本及び参考書類の送付を受けたときは、速やかに監督局金融会社室あて送付するものとする。</p> <p>法第 43 条に規定するみなし貸金業者については、<u>Ⅲ-3-3（1）に規定するときであって登録不更新に係る残貸付債権状況報告書「1. 残貸付債権の状況及び債権回収方針」中の「残貸付債権」合計額が「うち施行令第 1 条の 2 第 6 号該当」合計額と等しいとき、又はⅢ-3-8（1）に規定するときであって法第 10 条第 1 項の規定による届出（以下「廃業等届出書」という。）「2. 残貸付債権の状況及び債権回収方針」中の「残貸付債権」合計額が「うち施行令第 1 条の 2 第 6 号該当」合計額と等しいときを除き、以下のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>① 事業報告書の提出に代えて法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了する（<u>残貸付債権合計額が施行令第 1 条の 2 第 6 号に該当する債権合計額と等しくなる場合を含む。</u>）まで、毎事業年度末における残貸付債権の状況（別紙様式 23-2）の提出（事業年度経過後 3 月以内に徴収するものとする）を命ずるものとする。</p> <p>② （略）</p> <p>③ （略）</p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ－３－６ 業務報告書の徴収</p> <p>(1) 貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、毎年 3 月末における業務報告書を別紙様式 24 により毎年 5 月末までに徴収するものとする。</p> <p>なお、貸金業者が施行規則第 1 条の 2 の 3 第 2 項に定める特定非営利金融法人である場合、同規則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により法第 6 条第 1 項第 14 号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第 3 条第 1 項の登録を受けている場合又は同規則第 5 条の 4 の 2 第 1 項の規定により同規則第 5 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて法第 3 条第 1 項の登録を受けている場合にあっては、法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、毎年 3 月末における業務報告書を別紙様式 24-2 により毎年 5 月末までに徴収するものとする。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－８ 廃業等の取扱い</p> <p>(1) <u>法第 10 条に規定する廃業等届出書の提出があったときは、法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了する場合及びそれまでの間に連絡先若しくは氏名・商号等又は取立委託先の変更、債権譲渡先の追加がある場合には遅滞なくその旨報告することを命ずるとともに、当該貸金業者に対し、次の内</u></p>	<p>Ⅲ－３－６ 業務報告書の徴収</p> <p>(1) 貸金業者に対して、法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、毎年 3 月末における業務報告書を別紙様式 24 により毎年 5 月末までに徴収するものとする。</p> <p>なお、貸金業者が施行規則第 1 条の 2 の 4 第 2 項に定める特定非営利金融法人である場合、同規則第 5 条の 3 の 2 第 1 項の規定により法第 6 条第 1 項第 14 号に規定する内閣府令で定める事由があると認められて法第 3 条第 1 項の登録を受けている場合又は同規則第 5 条の 4 の 2 第 1 項の規定により同規則第 5 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合しているとみなされて法第 3 条第 1 項の登録を受けている場合にあっては、法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、毎年 3 月末における業務報告書を別紙様式 24-2 により毎年 5 月末までに徴収するものとする。</p> <p>(2) ～ (4) (略)</p> <p>(中略)</p> <p>Ⅲ－３－８ 廃業等の取扱い</p> <p>(1) 廃業等届出書の提出があったときは、<u>同届出書「2. 残貸付債権の状況及び債権回収方針」中の「残貸付債権」合計額が「うち施行令第 1 条の 2 第 6 号該当」合計額と等しい場合を除き、法第 24 条の 6 の 10 の規定に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了する場合（残貸付債権合計額が施行令第 1 条の 2 第 6 号に該当す</u></p>

貸金業者向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後																																
<p>容の書面を交付するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（２） （略）</p> <p>（中略）</p> <p>貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制）</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適否</th> <th style="text-align: center;">審 査 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第４条第３項第１２号）</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>非営利特例対象法人に関する社内規則（監督指針Ⅱ－２－２１（１））</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td>施行規則第１条の２の３第４項第１号及び第２号に基づき、財務の状況、債務の総額等を把握する方法、同項第３号に基づき、返済期間を通じて債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた契約の相手方に対する助言又は指導の内容を具体的に定めているか。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容	<b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第４条第３項第１２号）</b>		（略）	（略）	<b>非営利特例対象法人に関する社内規則（監督指針Ⅱ－２－２１（１））</b>		（略）	（略）	□	施行規則第１条の２の３第４項第１号及び第２号に基づき、財務の状況、債務の総額等を把握する方法、同項第３号に基づき、返済期間を通じて債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた契約の相手方に対する助言又は指導の内容を具体的に定めているか。	（略）	（略）	（略）	（略）	<p><u>る債権合計額と等しくなる場合を含む。）</u>及びそれまでの間に連絡先若しくは氏名・商号等又は取立委託先の変更、債権譲渡先の追加がある場合には遅滞なくその旨報告することを命ずるとともに、当該貸金業者に対し、次の内容の書面を交付するものとする。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>（２） （略）</p> <p>（中略）</p> <p>貸金業者登録審査事務チェックリスト（貸金業を的確に遂行するための必要な体制）</p> <p>（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">適否</th> <th style="text-align: center;">審 査 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"><b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第４条第３項第１２号）</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><b>非営利特例対象法人に関する社内規則（監督指針Ⅱ－２－２１（１））</b></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td>施行規則第１条の２の４第４項第１号及び第２号に基づき、財務の状況、債務の総額等を把握する方法、同項第３号に基づき、返済期間を通じて債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた契約の相手方に対する助言又は指導の内容を具体的に定めているか。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">（略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	適否	審 査 内 容	<b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第４条第３項第１２号）</b>		（略）	（略）	<b>非営利特例対象法人に関する社内規則（監督指針Ⅱ－２－２１（１））</b>		（略）	（略）	□	施行規則第１条の２の４第４項第１号及び第２号に基づき、財務の状況、債務の総額等を把握する方法、同項第３号に基づき、返済期間を通じて債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた契約の相手方に対する助言又は指導の内容を具体的に定めているか。	（略）	（略）	（略）	（略）
適否	審 査 内 容																																
<b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第４条第３項第１２号）</b>																																	
（略）	（略）																																
<b>非営利特例対象法人に関する社内規則（監督指針Ⅱ－２－２１（１））</b>																																	
（略）	（略）																																
□	施行規則第１条の２の３第４項第１号及び第２号に基づき、財務の状況、債務の総額等を把握する方法、同項第３号に基づき、返済期間を通じて債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた契約の相手方に対する助言又は指導の内容を具体的に定めているか。																																
（略）	（略）																																
（略）	（略）																																
適否	審 査 内 容																																
<b>貸金業の業務に関する社内規則（施行規則第４条第３項第１２号）</b>																																	
（略）	（略）																																
<b>非営利特例対象法人に関する社内規則（監督指針Ⅱ－２－２１（１））</b>																																	
（略）	（略）																																
□	施行規則第１条の２の４第４項第１号及び第２号に基づき、財務の状況、債務の総額等を把握する方法、同項第３号に基づき、返済期間を通じて債務の総額等を定期的に把握する方法及び必要に応じた契約の相手方に対する助言又は指導の内容を具体的に定めているか。																																
（略）	（略）																																
（略）	（略）																																